

安全の手引き

在グアテマラ日本国大使館

2015年1月

目 次

I. 序言	2
II. 防犯の手引き		
1. 防犯の基本的な心構え	3
2. 最近の犯罪発生状況	3
3. 防犯のための具体的な注意事項	3
4. 交通事情と事故対策	9
5. 衛生管理・健康管理	10
6. 緊急時の連絡先等	11
III. 緊急事態対処マニュアル		
1. 平素の準備と心構え	12
2. 緊急時の行動	15
IV. 結語	17

別添資料

別紙 1 : 独立家屋と集合住宅の比較

別紙 2 : 住居の安全対策

別添 3 : 緊急連絡先一覧表

別添 4 : その他連絡先一覧表

別紙 5 : 携行品・非常用物資リスト

I. 序言

当国は、1996年12月に和平協定が署名され内戦は終結しましたが、殺人事件を始め一般犯罪が多発しており、治安は依然として深刻な状況にあります。また、一般犯罪のほか地震やハリケーン等も多く自然災害に対する備えも必要です。

海外においては「自らの身は自ら守る」ということが原則です。当地に在住されている在留邦人の皆様、観光や出張などで当地に渡航される邦人の皆様が安全に生活・滞在するためには、国・地域の状況をよく把握し、防犯の基本的な心構えを常に持ち続けることが重要となります。

この度、昨今の情勢を踏まえて本冊子を改訂いたしましたので、是非ご一読いただき、ご自身の安全対策の一助としていただければ幸いです。

2015年1月
在グアテマラ日本国大使館

Ⅱ. 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

(1) 安全のための三原則

(ア) 目立つ行動・服装を避け、現地にとけ込む。

(イ) 行動を予知されない。

行動がパターン化しないようにしましょう。

(ウ) 用心を怠らない。

予防こそが最大の危機管理であることを肝に銘じましょう。

2. 最近の犯罪発生状況

当国の中で殺人発生件数の最も多いのは首都があるグアテマラ県、次いで首都の南側に隣接するエスクイントラ県、また、イサバル県、チキムラ県、ペテン県においても多数発生しています。また、特に多くの犯罪が発生している地域は、グアテマラ県グアテマラ市、グアテマラ県ミスコ市及びビジャ・ヌエバ市、エスクイントラ県エスクイントラ市です。同地域では殺人・強盗・スリ・ひったくり・女性への暴行等が頻発していますので、行動には十分注意してください

(1) 犯罪発生状況（2014年）

(ア) 殺人 4, 998件（前年比254件減少）

(イ) 誘拐 40件（前年比7件減少）

(2) 日本人の犯罪被害

これまで日本人の犯罪被害としては、1999年にウエウエテナンゴ県トドスサントスクチュマタンで、旅行者が群衆による暴行・投石によって死亡する事件、2012年にグアテマラ県ビジャカナレスで在留邦人が現金自動払機（ATM）で現金を引き出した後、車で移動を追跡され、停車したところを拳銃で殺害される事件、その他、マイクロバスまたは自家用車で移動中に拳銃を持った強盗団に襲われ金品を強奪される事件、安宿における貴重品の窃盗事件、路上駐車中の車両からのカーステレオ等の窃盗事件、路線バス乗車中のスリ・強盗被害、バスターミナルでの置き引き被害等が発生しています。近年では、比較的安全と考えられていた首都の第10区、第14区においても、早朝や夜間に限らず、拳銃強盗が頻繁に発生し、また複数人による銃の乱射事件も発生しております。

3. 防犯のための具体的な注意事項

(1) 渡航前の情報収集

グアテマラへ渡航する際は、その目的や滞在期間に応じ、事前の情報収集を行い心

構えと対策を講じておくことが身の安全を確保する上で大変重要です。外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) に掲載されている渡航情報等を参照し、自ら情報収集に努めてください。

(2) 住居の選択

一般的には、独立家屋より、警備員等の配置された集合住宅やアパートが望ましいですが、それぞれの利点・欠点をよく考慮し、十分な安全対策が講じられている住宅を選ぶことが重要です。実施すべき住居の警備対策に関する工事の可否などについては、入居前に家主と交渉・調整し、改善を求めてください。

※ 別紙 1 : 「独立家屋と集合住宅の比較」参照

※ 別紙 2 : 「住居の安全対策」参照

(ア) 立地条件

(a) 住環境

- ・在留邦人が多く住む安全な地域（首都においては第 10 地区及び第 14 地区）を選び、孤立しないようにする。
- ・停電が起こるので自家発電機を備えている物件が良い。

(b) 一般犯罪、暴動・デモ対策上の要件

- ・自宅から日常よく通う場所（勤務先、学校、ショッピングセンターなど）までの経路が安全かどうか確認する。危険地域を通過しなければならないような地域は避け、そうした地域を迂回できる場合でも経路は最低 2 本以上確保する。
- ・空き家や空き地など賊が隠れられる場所が近所にならないところを選ぶ。
- ・庭や屋内を一望でき家の中の様子や住人の行動が窺えるような場所が近所にならないところを選ぶ。
- ・街灯がなく暗い通りに面した住宅は避ける。
- ・袋小路や一方通行の通りに面し、移動経路が限定されるようなところは待ち伏せによる強盗・誘拐の可能性が高く、逃げ道がなくなるので避ける。
- ・暴動・デモの際には群衆が集まりやすい大通り、広場、公園、大学施設（学生運動の場合）、デモなどの抗議対象となっている政府関係施設、外国公館等の周辺地域は避ける。

(3) 日常生活における安全対策

(ア) 行動の指針

- (a) 派手な生活や反感を買うような行動は慎み、できるだけ周囲の住民に溶け込むようにします。近隣の住民とは良好な人間関係を保つように努力することが重要です。また、相当にスペイン語に習熟しているつもりであっても、意図せず相手を傷つけたり挑発することがあるので注意が必要です。

- (b) 海外における行動の基本は、安全のための三原則、「目立たないこと」、「行

動のパターン化を避けること」、「用心を怠らないこと」です。肌や髪の色、毛の色の違いから外国人であることは一目瞭然であるため、常に目立つ存在であることを自覚し、服装、言語、態度に気をつけ、できるだけ現地に溶けこみ、目立たない行動を心がけてください。また、行動がパターン化しやすい通勤、通学、買い物等は、時間あるいは曜日、経路等を意識的に変えるようにします。一般犯罪や誘拐をはじめ、テロリストによる襲撃等はパターン化された通勤、通学等を狙うことが多いので、この点に特に注意しなければなりません。

(c) 身近で少しでも不審な兆候があったならば、必ず家族や知人に話しておくとともに、警戒していることを犯罪者側に知らせるために、要すればガードマンを臨時配置するなど可能な限りの警備対策を講じ、「目立たぬこと」から更に一歩進んだ「目立つ」警戒体制を敷く必要があります。

(d) 犯罪を誘発する環境を作らないことも重要です。例えば、支払いの際、財布の中身が見えてしまうような方法で現金を取り出したり、混雑した中でスマートフォン、カメラや貴重品を持ち歩いたり、高価な腕時計、イヤリングやネックレスなどの装飾品を身につけて外出したりするのは犯罪を誘発させる原因になるので注意して下さい。また人前でスマートフォンを使用する事も強盗を誘発する要因の一つとなります。

(イ) 訪問者に対する注意

(a) 訪問者の来訪に際しては、すぐに扉を開けず、覗き穴もしくはテレビ監視装置付インターホン等で訪問者の身元を確認し、同伴者や不審者はいないか確認します。

(b) 親しい知人であっても、見知らぬ人が一緒の時や非常識な時刻の訪問の際には十分注意する必要があります。

(c) 予期せぬ品物を届ける配達に対しては、その品物を扉の外に置くように言い、送り状は扉の下から受け取り、配達人が立ち去った後、周囲を良く確かめた上で扉を開け、品物を受け取ります。

(d) セールス、電気・水道・電話等の工事人等は、不用意に住居の敷地内に入れてはいけません。頼みもしない工事人が来た場合には、扉越しに用件と事務所の電話番号を聞き、事務所に用件を確認するくらいの用心が必要です。

(ウ) 使用人に対する注意

(a) 使用人の雇用にあたっては、必ず身元調査を行いましょう。また、一般公募によらず、信頼できる人に紹介を受けるのが良いでしょう。

(b) 貴重品や現金を不用意に放置していると、つい出来心で盗みを働いてしまうケースが多いようです。また、使用人が犯罪の手引きをする場合があるので平日頃から使用人の言動、態度に注意する必要があります。

(c) 使用人のプライドを傷つけたり、使用人の宗教を冒瀆したりして恨みを買うような言動をしてはいけません。

(d) 使用人には、来訪者に対する警戒、電話対応時の注意、家人が不在の場合の応答要領等を徹底して教えておく必要があります。使用人が不用心では警備対策上全く意味がありません。

(エ) 電話

(a) 電話機は主寝室と居間等2箇所以上に設置することが望ましく、可能であれば別々の回線のほうが良いです。電話機のそばには、緊急連絡先リスト、メモ帳、筆記具を置いておきます。また、助けを呼ぶための最小限の言葉も現地の人に伝えられるよう日ごろから訓練しておき、電話機のそばに書き留めておくことも必要です。

(b) 電話がかかってきたときは、こちらから名乗らず、まず相手に喋らせませす。少しでも不審な感じがしたら、番号間違いだといって切ったほうが良いでしょう。

(c) 屋外での公衆電話や携帯電話の使用は、無防備になりやすく、スリやひったくりの標的になってしまうので極力避けるとともに、やむを得ず使用する際は、十分周囲を警戒しながら通話するようにします。

(オ) 鍵の保持・保管要領

(a) 鍵は安全対策の基本であり、その取り扱い（保持・保管要領）には十分注意します。

(b) 外出の際、鍵は常時携帯することを基本原則とし、鎖や紐をつけるなどして紛失や脱落を防止する処置を講じます。また、自宅においては、鍵を机の上などの誰もが見つけやすい場所に置かないようにします。

(c) 新たに入居する際には、住居の重要な箇所の鍵は新しいものに交換すべきです。

(d) 鍵は、本人とこれを必要とする家族のみが保管し、使用人には貸与すべきではありません。

(カ) 休暇等における措置

長期間住居を不在にする場合、特に独立家屋はその間全く無防備になるので下記のような対策を講ずる必要があります。

(a) システム警備（侵入警戒装置の作動等、異常発生時に警備員が派遣されるシステム）サービスの利用。

(b) 不在の間、信頼できる警備員の配置（この場合、身元が確かで面識があるものが望ましく、不在の間に限り雇用するのは望ましくありません）。

(c) 親しい知人に鍵を預け、時々住居の状況を点検してもらい、車両の駐車、照明の点灯、ゴミ出し、カーテンの開閉などを実施してもらおうと家人が留守であることを悟られない効果があります。

(4) 外出時の安全対策

(ア) 安全確認

外出する際は、必ず覗き穴等から周囲の状況及びその安全を確認してから扉を開け、また、帰宅に際しては、自宅の周囲に不審者が潜んでいないかどうかよく確認し、安全を十分に確かめてから自宅に入ります。

(イ) 夜間の外出や危険地域への立入

夜間の外出や危険地域への立入は避け、やむを得ない場合においても、単独行動は避けてください。また、家族や知人に行き先、帰宅予定時刻、緊急時の連絡先等を知らせておきましょう。

(ウ) 交通手段

(a) たとえ近距離でも徒歩での移動は避け、車両で移動して下さい。徒歩での移動は無防備であり、強盗犯の格好の餌食となります。特に、ホテル周辺などは観光客を狙った犯罪が多発しています。やむを得ず徒歩で移動する場合は、下記の点に注意してください。

- ・ スーツ等の目立つ服装はしない。
- ・ 高価な時計や華美な装飾品を身につけない。
- ・ 携帯電話は目立たないように携行する。
- ・ 所持金は必要最小限にし、分散して携行する。

(b) バス内での犯罪が多発していますので、私有車もしくは親しい知人の車を利用し、バスの利用は避けてください。早朝、夜間に限らず、日中においても、強盗・スリ、居眠り中のスリ被害が多発しています。首都圏においては、大きなホテル付けのタクシーまたは料金メーターのついているタクシー（TAXI AMARILLO 社：電話（国内）2470-1515、2229-5959 等）を利用し、流しのタクシーは利用しないで下さい。当国においても、邦人の方々が流しのタクシーを利用し、タクシー強盗の被害に遭っています。また、首都のラ・アウロラ空港の到着ロビー前に停車しているタクシー（白色）は空港側に登録されており、空港側から停車を許可されたタクシーですので比較的安全なタクシーとされていますが、外国人乗客には相場の2～3倍の料金を提示することが多々あります。長距離の移動の際は、「カミオネタ」や「コリエンテ」とよばれる二等バスを避け、比較的安全な旅行会社等のシャトルバス又は「プルマン」と呼ばれる一等バスを利用してください。また、現金やパスポートなどの貴重品は分散して携行し、肌身離さず所持するようにしてください。携帯電話も狙われるので目立たないように携行するとともに、電源を切るか着信音が鳴らないように設定しておきます。

(c) 車の装備

エアコン、リモコン式集中ロック、警報装置（振動センサー、警報、自動エンジン停止機能）、スモークガラス等の装備は、盗難防止や強盗などの襲撃防止に有効です。また、運転手以外の者が後方を確認できるバックミラーを設置すれば、同乗者も後方を見ることができ、追跡車があるか否かを確認するときに効果的です。

(d) 車の積載品

故障した際の修理道具、表示板、スペアタイヤ、ジャッキ、牽引ロープ、バッテリー用ケーブル、消火器、応急用医薬品、オイルなどを積載しておくといでしょう。

(e) 車での移動

車の乗降時、駐車場入口進入時、駐車場と幹線道路の間が最も狙われやすいので、周囲に不審な人物がいないか注意し、少しでも異常を感じたら安全が確認されるまで乗り降りしないようにします。

目的地での駐車は路上駐車を避け、警備員などにより管理されている駐車場等を利用してください。その際、車内には貴重品等を放置せず、カーステレオのコントローラーやカーナビシステムが脱着可能な場合は、外しておき外部から見えないようにしておくべきです。

目的地までの移動経路は、事前に調べておき、脇道や人通りの少ない道は利用せず、できるだけ交通量の多い通り、照明が十分な通りを通るようにします。万一、計画した経路に支障が生じた場合の予備経路も計画しておきます。

道路では、他の車線からの攻撃から逃げられ、信号待ちの際に歩道側から賊に襲われないためにもできるだけ中央よりを走るようにし、車線の多い道路では、中央レーンを走るように心がけます。また、停車時に近づいてくる物売り、物乞いなどにも注意を払います。

走行中は全てのドアをロックし、窓は閉めるか、わずかな隙間だけ空けるようにし、同乗者全員が周囲の状況を確認してください。

車2台で前後を挟みこみ強引に停車させて強盗する手口が頻発しています。尾行や無理な追い抜きなどには注意しましょう。

(f) 運転手を雇用する場合の注意

専属の運転手を雇う場合には、日頃から十分な安全運転教育を行うとともに、運転手自身がガードマンであるとの自覚を持たせるようにしましょう。買い物などで車から離れる際も、運転手には常に車のそばにいるように命じ、盗難などの一般犯罪の対象にならないようにします。車に戻る際は、まず、運転手が車のそばにいるか確認し、見当たらない場合は、非常事態発生と考え運転手と連絡が取れるまで、不用意に車に近づかないようにします。車付近にいる場合でも賊が近くに潜んでおり、銃などを突きつけられ通常どおり振舞うよう脅されている場合も考えられますので、非常時の合図を定めておくといでしょう。

(5) 観光に関する注意

(ア) 旅行制限は特にありませんが、先住民の人たちが多く住んでいる地域では伝統的な習慣を尊重する必要があり、例えば子供も含めて本人や親の承諾なしに写真を撮

るなどの行為は慎む必要があります。また、地方では一般に警察官の数も少ないので行動には十分注意することが必要です。

(イ) 軍事施設及び国境付近においては写真の撮影が禁じられています。

(ウ) 首都第1区周辺では、外国人に対する闇両替の誘いがありますが、闇両替は禁止されています。また、交換のために別の場所に案内され、強盗に遭った例もありますので、闇両替には絶対に関わらず、両替はホテルや銀行で行うようにして下さい。

(エ) 麻薬類を所持、使用、売買した場合は、20年以下の禁固刑に処せられます。なお、グアテマラでは麻薬関係の犯罪には保釈制度はありません。最近では、外国人旅行者が観光地において、麻薬類の使用、売買等を行っているとの情報もありますが、興味本位でこれに手を出すような軽率な行動は絶対に避けて下さい。特にメキシコとの国境に近い地域などでは麻薬組織の活発な活動が確認されており、要注意です。

(6) 強盗にあった場合の対処

(ア) 銃器を持った強盗が増加しており、安易に発砲するケースが多いので、生命を第一に考え、要求には素直に応じ、絶対抵抗しないようにして下さい。

(イ) 金目のものを何も所持していない場合、逆上して腹いせに発砲するケースもありますので、200ケツツアル程度(約3,000円)の現金を用意し、常に持ち歩くようにしておいたほうが良いでしょう。その際、クレジットカードや多額の現金等を入れた財布とは別の財布に入れ、財布ごと渡せるようにしておくのと被害を最小限にとどめられるとされます。また、渡す際には自ら衣服のポケットやバックから取り出そうとすると、武器を取り出すと誤解され、発砲される恐れがありますので、財布の所在を伝え犯人に取らせるようにしたほうが良いでしょう。

4. 交通事情と事故対策

(1) 交通事情

自動車の交通量は年々増加しており、これに伴う交通渋滞、事故も増加の傾向にあります。首都近郊の幹線道路では、バスやトラックの乱暴な運転が散見され、死傷者を伴う事故に発展するケースも多く報告されています。また、最近ではオートバイも増しており、バックミラーの死角に入りますので注意が必要です。一般的に運転マナーは悪く、速度超過、飲酒運転、方向指示器による合図なしに進路変更する者、整備不良(ライトやミラーの故障)のまま走行する者が多く、運転時は十分注意することが必要です。また、保険未加入者が多く、事故に巻き込まれた場合の補償は日本のように期待できません。

(2) 対策

(ア) 自分が注意していても、相手からぶつけられることもあるので車両保険に加入し

てください。

(イ) 方向指示器を出さずに車線変更する車が多いので、周囲、特に前方車両に注意してください。

(ウ) 信号機、横断歩道が少ないので、歩行者は車の間隙を横断してくるので歩行者にも注意してください。

(3) 交通事故対処

(ア) 人身事故の場合は、負傷者の止血、心肺蘇生などの応急処置、救急車の要請をしてください。

(イ) 相手の氏名、住所、電話番号、免許証番号、身分証明書番号、車種、車番等を確認してください。

(ウ) 事故現場を保存したまま警察に通報してください。事故原因の究明、過失責任の分析のため事故車両は移動してはいけません。また、目撃証言も有力な証拠となるので自分が不利にならないよう、目撃者がいる場合は警察による実況見分・事情聴取への協力を求めてください。

(エ) 自分が加入している保険会社に連絡するとともに、相手の保険加入状況も確認し、加入している場合は連絡するよう促します。

(オ) 家族、勤務先、大使館等の関係者に連絡し、必要に応じ応援を求めます。当館では、医療機関の紹介、警察・保険会社・家族への連絡など事故処理に関する助言及び支援を行います。

5. 衛生管理・健康管理

(1) 飲食物に関する注意

(ア) 首都の新市街の商店、ホテル等は上下水道が整っていますが、周辺部及び地方では水道施設を含めて、衛生状態はよいとは言えません。なお、首都においても生水は口にせず、ミネラルウォーターを利用し、また、生野菜（特に、レタスなど葉の形が複雑で洗浄しにくい野菜）も口にしない方がよいでしょう。

(イ) 見知らぬ人から勧められた飲食物を不用意に口にしてはいけません。旅行者などに親しげに話しかけ、睡眠薬を混入した飲食物を与え、意識を失った際に金品を強奪する睡眠薬強盗が観光地やバス・タクシー内で発生しています。このような犯罪に使用される薬は強力で、後遺症が残る、あるいは死に至る場合もありますので、十分注意が必要です。

(ウ) 酒類の販売・飲酒には厳しい制限と罰則が設けられています。

(a) 禁止事項

・午前1時から午前7時まで、飲食店等の商業施設（ホテル、レストラン、バー、ディスコ等）における酒類の販売及び飲酒。

- ・午後9時から翌朝午前7時まで、販売店等の商業施設（スーパーマーケット、雑貨屋、コンビニエンスストア）等における酒類の販売。

(b) 上記禁止事項に違反した場合の罰則

- ・商業施設の経営者：営業許可取消、10万ケツツアル（約150万円）の罰金
- ・個人（従業員、消費者）：5,000ケツツアル（約75,000円）の罰金

(c) その他、公衆の場及びその近隣では常時飲酒が禁じられており、違反すると5,000ケツツアル（約75,000円）の罰金が課されます。

(2) 病気

グアテマラの主な疾病は、地方を中心にコレラ、マラリア、デング熱、肝炎、狂犬病、結核があり、首都及び地方ではエイズも浸透してきていますので、予防策を心掛けることが必要です。旅行者がかかりやすい病気は、アメーバ原虫による発熱・下痢や虫刺されによる炎症です。また、地方のホテルや安宿のベッドなどには、ダニ・ノミがいますので虫よけスプレー、かゆみ止めは必需品と言えます。

(3) 健康管理

首都グアテマラ市内には、日本語を多少理解できる医師が診療所を開いており、また、医薬品は、米国製品が比較的豊富に販売されていますが、万一の場合に備え、十分な補償、特に緊急移送費等もカバーされた海外旅行傷害保険に加入することをお勧めします。また、長期滞在の方は、巡回医師団による検診や一時帰国、医療先進国への訪問などの機会を利用して、健康診断を受けるように心がけましょう。

6. 緊急時の連絡先等

(1) 日本国及びグアテマラ共和国政府関係機関

※ 別紙3：「緊急連絡先一覧表」参照

(2) 医療機関

※ 別添4：「その他連絡先一覧表」参照

Ⅲ. 緊急事態対処マニュアル

1. 平素の準備と心構え

(1) 連絡体制の準備

(ア) 在留届

(a) 提出義務

旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3ヵ月以上滞在する日本人は、住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられています。住所等が決まりましたら、必要事項を記入の上、速やかに当館に提出して下さい。

(b) 届出方法

- ・インターネットによる在留届電子届出システム（ORR net）

インターネットで在留届が簡単に提出できます。

(<http://www.ezairyu.mofa.go.jp>)

- ・「在留届」用紙による届出

用紙の入手	各都道府県旅券窓口、当館（在外公館）より入手
	Web サイトからのダウンロード http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf
	FAXによる受信 FAX機能付き電話から外務省音声自動応答システム（東京03-5501-8490）におかけになり、音声ガイダンスに従って資料番号41100#を指定すれば、用紙をFAXにて受信することができます。



提出	大使館への出頭
	FAXによる提出 当館領事班宛に送信してください。(502-2382-7310)
	郵送による提出 当館領事班宛に送付してください。 10 Piso, Edificio Torre Internacional, Avenida Reforma, 16-85, Zona 10, Ciudad de Guatemala, 01010 Guatemala, C. A. Atención : Sección consular

(c) 在留届の活用

・海外在留邦人が事件や事故、災害に遭ったのではないかとと思われるとき、「在留届」があれば安否の確認、緊急連絡、救援活動、留守宅への連絡等が迅速に行えます。

- ・「海外で事故にあったのでは」といった留守宅からの安否問い合わせに対しても「在留届」があると早く確認できます。
- ・在外公館で旅券の切替、戸籍・国籍関係事務、各種の証明事務等の窓口サービスを受ける場合にも、「在留届」は利用されています。
- ・海外にいる在留邦人のための長期的な教育・医療等の施策を政府が検討する際の基礎的資料ともなっています。

(d) 変更届の提出

「在留届」提出後、転居や家族の移動など「在留届」の記載事項に変更があったときや帰国するときには、必ず提出した在外公館にご連絡下さい。変更届は、電話・FAX・電子メールでも受け付けています。

例えば、住所等の変更届がありませんと、いざという時の連絡などが受けられないこととなります。また、帰国の連絡がないままですと、緊急事態にあたり、在外公館は、既に帰国している方の安否確認に時間をとられ、実際に滞在している他の皆さんの安否確認作業がそれだけ遅れることにもなりかねません。

(イ) たびレジ

- (a) 在留届とは別に、3ヶ月未満の滞在予定の方も当国での旅程をご登録いただく事ができ、それにより在留届と同様に緊急時の際、当館から必要な情報を提供することができますので、ぜひご利用下さい。

(b) 登録方法

インターネットによるたびレジ登録ページ（下記 URL）から登録できます。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

(ウ) 通信機器の準備

固定電話、携帯電話、FAX、無線機、インターネット接続パソコン等の通信機器を備え、常に使用できる状態に保持してください。緊急時は断線・混線などにより電話を使用できなくなる場合がありますので、無線機や衛星電話を配備するとよいでしょう。

(エ) 緊急連絡網の確認

(a) 電話連絡網

JICA、日本人学校、企業等の組織に所属している方は、それぞれが作成している電話連絡網に加入し、常に最新のものを備えておくようにしてください。電話番号を変更した際は、速やかに大使館及び所属先に連絡してください。

各組織の電話連絡網の管理者は、入退会者、電話番号の変更等の把握に努め、変更の都度更新し、配布するとともに、定期的に運用試験を行ってください。

当館から在留邦人の皆様に電話連絡を行う際は、在留届をもとに大使館から直接連絡いたします。その際、近隣の在留邦人や知人・親戚の方々への連絡をお願いする場合がありますのでご協力をお願いいたします。

(b) 無線

当館は、JICA、日本人学校、日本人会役員に対し、緊急時の連絡手段として無線機を貸与しています。電話が使用できない場合は、無線機により情報伝達や安否確認を行いますので、被貸与者は定期的に無線機の機能を点検し、故障の際は速やかに大使館に連絡してください。また、緊急事態が発生した際は、電源を入れ傍受できる体制をとってください。

(c) 緊急FM放送

緊急時の情報伝達手段として、大使館よりFM放送を行う場合があります。FMラジオ放送を受信できる機器を備え、下記の周波数を表記しておいてください。なお、電波の状態により周波数を切り替えますので、3つの周波数のうちいずれか一つのみとなりますのでご了承ください。

緊急FM放送周波数	87.9MHz、103.5MHz、103.9MHz
-----------	---------------------------

(2) 避難場所

(ア) 一時避難場所

暴動や大規模自然災害等の緊急事態発生時に自分や家族の身の安全を確保するため、自宅、職場、学校など長期間滞在する場所はもちろん買い物や観光などの目的地及び移動経路上の要点の周辺で一時的な避難場所として適当な場所（知人宅、公共施設などで外部との連絡が可能な場所）を選定しておいてください。

(イ) 緊急避難場所

緊急事態発生時、大使館より状況に応じて緊急避難場所への集結を勧告することがあります（国外退避の必要がある場合など）。大使館が指定する緊急避難場所の候補地は次のとおりです。同避難場所の位置やルートについて確認しておいてください。

施設名	住所	電話番号	FAX
大使公邸	10 Av. 21-45, Zona 14, La Cañada	2337-2071	2337-1027
日本人学校	20 Av. 11-97, Zona 15, Vista Hermosa III	2382-0410	2369-0410

(3) 携行品及び非常用物資の準備

緊急事態が発生した際、安全な場所への避難や自宅での籠城に備え、携行品及び非常用物資を準備しておいてください。

※ 別紙5：「携行品・非常用物資リスト」参照

(4) 自動車等の整備

(ア) 自動車をお持ちの方は常時整備しておくよう心がけてください。

(イ) 燃料は十分に入れておくようになしてください。

(ウ) 車内には、常時、懐中電灯、地図、ティッシュ等を準備しましょう。

(エ) 自動車を持っていない方は、近くに住む自動車を持っている方と平素から連絡をとり、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

2. 緊急時の行動

(1) 基本的心構え

緊急事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合、平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれたりすることのないよう心がけてください。

(2) 情勢の把握

新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の一般報道を視聴し、自ら情報収集に努めてください。また、大使館から電話、FAX、電子メール、FM放送により情報提供を行いますので、受信できる態勢を確保してください。

(3) 関係機関への連絡

緊急事態発生時にはご家族はもとより関係各機関が皆様の安否を心配します。現在地、被害の有無、今後の行動予定等を留守家族、会社、学校等に連絡してください。また、大使館も在留邦人の皆様の安否確認や国外退避オペレーションを実施致しますので、ご一報ください。ただし、緊急事態発生時には、大使館には各種の連絡が殺到し、電話が通じにくい状況になることが予想されます。お問い合わせに関しましては、可能な限り所属団体の窓口等を通じて実施するようお願い致します。

(4) 退避

(ア) 自主退避

状況に応じ国内の安全な場所への一時避難あるいは国外退避を検討し、可能な限り定期商用便が利用可能なうちに空路で国外に退避してください。即時の退避が不可能な場合はオープンチケットを購入し座席の仮予約を行っておくとよいでしょう。

国外退避が決定した際は、その旨大使館へお知らせください。大使館への連絡が困難である場合には、所属企業・本邦留守宅から日本国外務省（海外邦人安全課、03-3580-3311）に通報するよう努めてください。

(イ) 国外退避オペレーション

自力での避難が原則ですが、事態が緊迫し定期商用便での退避が困難な場合、大使館が国外退避オペレーションを発動し、チャーター便（通常、利用者ご自身にノーマル・エコノミー料金を負担していただきます）による退避、他国が用意した飛行機による退避、陸路（借上バス）による退避を検討します。緊急避難場所（集合場所）、出国手続等の避難要領について連絡しますので、可能な限り指示に従ってください。
<退避にあたっての留意事項>

- ・避難場所へは、近隣の方々まとまって移動してください。
- ・しばらくの間避難先で待機する場合も想定されますので、努めて食糧・飲料水等を持参してください。

IV. 結語

本冊子に記されていることは安全対策のほんの一部に過ぎませんが、皆様の安全対策に利用していただければ幸いです。また、ご質問・ご意見などありましたら、当館領事班までご連絡ください。

在グアテマラ日本国大使館領事班

電話 (502) 2382-7300 (代表)

電話 (502) 2382-7323 (直通)

FAX (502) 2382-7310

Email consulado@gt.mofa.go.jp

ホームページ <http://www.gt.emb-japan.go.jp/mainJA.htm>

独立家屋と集合住宅の比較

	独立家屋	集合住宅
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住スペースから屋外への避難が比較的容易。 ・ 独自の警備対策を実施しやすい（犬、塀の嵩上げ等） ・ 地震による倒壊などの危険性が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高層階（3階以上）は賊の侵入の対象となりにくい。 ・ 警備対策のコスト（警備員雇用費用等）が安価 ・ 隣人の援助を得やすい。
欠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入が比較的容易（無人になる可能性が高い） ・ 警備対策のコストが高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住スペースから屋外への避難経路が限定される。 ・ 地震による倒壊などの危険性が高い。 ・ 既存の警備対策の変更が困難
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居を取り巻く四方のうち三方が他の住宅に囲まれている物件を捜す（道路や公園、空き地に面した物件は避ける）。 ・ 外周塀や門扉の高さ・強度・忍び返し・施錠設備などを調べ、容易に侵入できない構造になっているかどうか確認する。 ・ 車庫は施錠でき中から外の様子を確認できる構造であるか確認する。（車庫の門扉は、人員用と車両用が区別されているものがよい。また、車両用の門扉はリモートコントローラーで開閉できるのが望ましい）。 ・ 隣人の家族構成、職業等をできる限り把握する（空き家でないことを確認する）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住人が多いほど部外者の出入規制は困難になる。世帯数の多い集合住宅は規制が緩い傾向にある。 ・ 警備員の配置、勤務態勢などを確認し、十分な警備対策がとられているか確認する（複数の警備員が24時間常駐しているのが望ましい）。 ・ 駐車場の入り口が堅牢な門扉であり、入居者以外が容易に立ち入ることができない構造になっているか確認する。（警備員によりコントロールされているのが望ましい）。 ・ 敷地内に来客者用の駐車スペースが十分確保されているか確認する。 ・ 入居戸数に対し十分な非難経路（非常階段、非難梯子等）が確保されているか確認する。 ・ 防火・消防設備が整っているか確認する。
	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の堅牢性、地盤等について十分調査し、安全性を確認する。 ・ 周辺の住居と比べて安全対策が不十分でないか確認する（賊が侵入しようとする場合、各住居の安全対策を比較し、最も進入容易な家を選ぶため）。 	

住居の安全対策

防 衛 線 の 定 義 及 び そ の 目 的	
第1次防衛線 (敷地外周)	第1次防衛線とは、住居の外周に沿って設けた敷地の境界線を構成する防衛線をいう。住居への不法な侵入・攻撃等を監視し、更にはこれを抑止して第2次防衛線への直接的な侵入・攻撃を阻止することを目的とする。
第2次防衛線 (建物外周)	第2次防衛線とは、住宅建物の外周を構成する防衛線をいう。侵入者の直接的な攻撃あるいは住宅建物内部への侵入を阻止することを目的とする。集合住宅(アパート)の第2次防衛線は、集合住宅建物内の居住部分の外周を構成する防衛線をいう。
第3次防衛線 (避難室)	第3次防衛線とは、第2次防衛線内に設けた避難区域(通常主寝室を避難室エリアに設定する)の外周を構成する防衛線をいう。侵入者が第2次防衛線を突破した場合にも、直接的な攻撃から身を守るとともに、外部へ連絡し救援を求めるための時間的余裕を得ることを目的とする。

防 衛 線	防衛線基本設備 の内容	安 全 対 策	独	集
			立	合
			家	住
			屋	宅
第 1 次 防 衛 線	外 壁	材質	○	○
		高さ	○	○
		障害物	○	○
		監視カメラ	○	○
		侵入警戒装置	○	○
		その他	○	○

防衛線	防衛線基本設備の内容		安 全 対 策	独立家屋	集合住宅
第1次防衛線	門扉	材質	金属製で、賊が容易に破壊または侵入できない堅牢なものがよい。また、外壁と同様、鉄柵は好ましくないので扉の交換が困難な場合には、鉄板を取り付けるなどの補強を施すとよい。	○	○
		高さ・障害物	外壁と同様にする。門扉部分だけ進入し易い構造になっていては、いくら外壁を強化しても意味がない。	○	○
		覗き穴	自ら外出する際や来訪者を確認する際、門扉を開けずに外部の様子を確認する手段として、覗き穴あるいはテレビ監視装置付インターホン等を設置すべきである。	○	○
		脱出口	通常の入出りのほかに脱出口があることが望ましい。	○	○
		錠前	堅牢な錠前を複数設置することが望ましい。	○	
	庭	植生	植え込みや樹木等は、賊の隠れ蓑になるのでよく整備する。庭全体が室内から見渡せることが望ましい。	○	
		その他	庭に梯子や2階へ上がるための足場になるようなものは放置しない。	○	
	防犯灯		防犯灯は、賊の侵入を心理的に抑制するための手段として有効である。門柱、外壁の要所、邸内の要所、玄関等に設置する。	○	○
	駐車場	出入口の構造	門扉と同様、容易に侵入できない高さ及び強度が必要である。また、施錠ができ中から外の様子を確認できる構造であるか確認する。人員用と車両用が区別されているものがよい。	○	○
		開閉	車両用の門扉の開閉は、同居人もしくは使用人、警備員等が実施するかリモートコントローラーで実施する。	○	○
警備員		警備員の配置は、第1次防衛線周辺の監視強化のために極めて有効な手段である。警備員が信頼に値する場合には、外壁や門扉等の高さ及び強度が十分でなくても、これをある程度カバーし、賊の侵入を抑止することが可能である。		○	
警備犬	訓練	警察犬のように特殊訓練を受けた犬を飼うか、自ら訓練を行う。訓練は現地の人がわからない日本語で行う。家人以外から与えられた餌は食べないように躾ける。複数飼うことが望ましい。	○		
	予防接種・保険	犬には必ず狂犬病等の予防接種を行うとともに、万一、人に噛み付いた場合の加害保険にも加入しておく。	○		
第2次防衛線	出入口扉	材質	金属性が最もよく、木製の場合でも1枚板で厚さ5cm以上が望ましい。また、外開きのほうが望ましい。	○	○
		錠前	既存の錠前のほか、チェーンキーやカンヌキなど複数の鍵を設置する。	○	○
		来訪者の確認手段	覗き穴あるいはテレビ監視装置付インターホン等を取り付け、扉を開けることなく来訪者を確認できるようにする。	○	○

防衛線	防衛線基本設備の内容		安 全 対 策	独立家屋	集合住宅
第2次防衛線	窓	鉄格子等	窓からの侵入を防ぐため、飛散防止フィルム、鉄格子、防犯シャッターなどを取り付けることが望ましい。鉄格子を設置する場合、頑丈な構造及び素材のもので、ジャッキ等により押し曲げられたり、切断されない強度のもの、取り付け部分が容易にはずされない強度であることが重要である。また、火災等の発生を考慮し、開閉できる部分(脱出口)を設置しておくことが望ましい。	○	
		侵入警戒装置	磁気センサーや振動センサー等の侵入警戒装置を設置し、賊の侵入時に警報が鳴るようにしておくことよい。	○	○
		カーテン等	外部から室内の様子が見えないように、薄手のカーテンやブラインドを設置し、昼間も遮蔽する。	○	○
	建物の構造	鉄筋コンクリート製のものがよいが、木造などで強度が十分でないものは補強する。また、床下、屋根、屋上、隣家のテラス、非常階段などからの賊の侵入は盲点となりやすいので注意する。	○	○	
第3次防衛線	出入口扉	材質	第2次防衛線の出入口よりも丈夫な扉を設置することが望ましい。	○	○
		錠前	既存の錠前のほか、チェーンキーやカンヌキなど複数の鍵を設置する。	○	○
		覗き穴	覗き穴を設置し、部屋の外を確認できるようにする。	○	○
	窓	鉄格子等	窓からの侵入を防ぐため、飛散防止フィルム、鉄格子、防犯シャッターなどを取り付けることが望ましい。鉄格子を設置する場合、頑丈な構造及び素材のもので、ジャッキ等により押し曲げられたり、切断されない強度のもの、取り付け部分が容易にはずされない強度であることが重要である。また、開閉できる部分(脱出口)を設置しておく。	○	
		侵入警戒装置	磁気センサーや振動センサー等の侵入警戒装置を設置し、賊の侵入時に警報が鳴るようにしておくことよい。	○	○
		カーテン等	外部から室内の様子が見えないように、薄手のカーテンやブラインドを設置し、昼間も遮蔽する。	○	○
	室	構造	壁、床、天井等の構造は、入り口扉の強度と同等あるいは均整のとれたものでなければならない。	○	○
		連絡手段	電話、無線機、警備会社への緊急連絡用ボタン、サイレン付ハンドマイク、警笛、強力な懐中電灯、(高層アパートにあっては)異常事態の発生を通行人に知らせるビラなどを常備する。また、緊急連絡リストを常備する。	○	○
		金庫等	旅券や金銭などの貴重品を保管する場所を設ける。また、最悪の状況を想定し、賊が押し入ってきた場合に備え、賊に渡す現金を用意しておく。	○	○
		備蓄品	懐中電灯、ラジオ、食料、水、医薬品などの備蓄品を常備しておく。	○	○

緊急連絡先一覧表

日本国	外務省	代表電話	0081-3-3580-3311
		HP アドレス	http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html
	在グアテマラ日本国大使館	代表電話	2382-7300
		F A X	2382-7310
		領事班直通電話	2382-7322
		領事担当官携帯電話	5978-0265
		電子メール(代表)	info@gt.mofa.go.jp
		電子メール(領事班)	consulado@gt.mofa.go.jp
HP アドレス	http://www.gt.emb-japan.go.jp/mainJA.htm		
国家文民警察	代表電話	2329-0000	
	F A X	2329-0026/0027	
	緊急	110 , 120	
グアテマラ共和国	国家災害対策本部	代表電話	1566 2324-0800
		F A X	2385-4162
		HP アドレス	http://conred.gob.gt/www/
		消 防	Bonberos Voluntarios
	Bonberos Municipales		123
	赤 十 字		125 2381-6565
	交通警察	代表電話	1551
アウロラ国際空港	代表電話	2260-6622/6739/6352	
	出入国管理局	2232-5095/5096	

その他連絡先一覧表

医療機関

地 域		名 称	電 話	F A X	備 考
グアテマラ市	Z10	Hospital Centro Medico	2279-4949		24時間診療、当館が健康診断等で利用
		Hospital Herrera Llerandi	2384-5959	2331-5192	24時間診療
	Z14	Hospital Americas	2384-3535		24時間診療
	Z15	Hospital Sanitario Nuestra Señora del Pilar	2279-5000	2279-5009	24時間診療
2420-0000			2369-3249	救急外来直通: 2279-5097/5098	
アンティグア市		Hospital Privado Hermano Pedro	7832-1190	7832-8752	24時間診療
		Casa de Salud Santa Lucía	7832-3122/5789		月～金 : 08:00～12:00 14:00～18:30 土 : 08:00～12:00 日 : --

主要クレジットカード会社(盗難・紛失等)

カード会社名	盗難・紛失時の緊急連絡先 (グアテマラから連絡する場合)	HP (日本語)
三井住友VISAカード	+81-3-5392-7314	http://www.smbc-card.com/
MasterCard	+1-800-999-1480	http://www.mastercard.co.jp/home/
Diners	+81-45-523-1196	http://www.diners.co.jp/ja/index.html
AmericanExpress	+1-804-673-1670	https://www.americanexpress.com/japan/
JCB	+81-422-40-8122	http://www.icb.co.jp/

携行品・非常用物資リスト

携行品		いつでも持ち出せるように準備しておいたほうがよいもの
品目	備 考	
旅 券	旅券及び査証・滞在許可の有効期間を確認し、早めに切替・更新の手続きを行っておく	
	査証申請中(受理されてから発給されるまでの間)である場合は出入国許可が必要	
	最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載しておく	
資 金	当面の生活費等をまかなうための現金、有効なクレジットカード等	
	航空運賃、空港使用税(\$3又はQ20)等避難のための移動経費	
身分証明書等	免許証、当国政府・地方自治体発行の身分証明書等	
携 帯 電 話	連絡手段としてのみならず、時計、メモ、照明としても活用できる	
非常用物資		避難場所への移動を必要とする場合に備え、常備しておいたほうがよいもの
品目	備 考	
衣 類	行動に便利で、殊更人目を引くような華美なもの(長袖・長ズボンが賢明)	
	麻、綿等吸湿性、耐暑性に富む素材が望ましい	
履 物	行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの	
寝 具	寝袋、毛布、	
衛 生 用 品	タオル、歯磨きセット、石鹸、トイレトペーパー、紙おむつ等	
食 料	軽量、高カロリー、長期常温保存可能、調理容易なもの(10日以上)	
食器・調理器具	ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製等の食器、割り箸、固形燃料等	
飲 料 水	携行しやすい形態のもの(ペットボトル又は大型の水筒)、携帯濾過器があるとよい	
医 薬 品	家族用常備薬、常用薬、外傷薬、衛生綿、包帯、絆創膏等	
ラ ジ オ	短波・FM受信機(電池式)、予備電池	
地 図	国内及び近隣国の道路地図	
照 明 器 具	懐中電灯、ライター、蠟燭、マッチ	
防 災 具	ヘルメット、防災頭巾、軍手等	